

年末・年始

■ 歯科の急患診療を行います ■

12月29日(木)	松本歯科医院 ☎(293)2145 遠賀町浅木二丁目13-5
12月30日(金)	三宅歯科医院 ☎(246)1181 通谷四丁目2-25
12月31日(土)	ひだか歯科医院 ☎(201)5200 水巻町吉田西三丁目14-14
1月1日(日)	かわら歯科医院 ☎(293)3511 遠賀町大字今古賀649番地1
1月2日(月)	茂山歯科医院 ☎(245)4061 土手ノ内二丁目28-3
1月3日(火)	三阪歯科医院 ☎(244)0315 太賀一丁目2-3

※診療時間は午前10時～午後5時(要事前連絡)

■ 休日急病センターを開設します ■

- 診療日時 12月31日(土)～1月3日(月)・午前9時～午後5時(1月1日(日)は、正午～午後5時)
- 診療科目 内科、小児科
- 場所 遠賀・中間地域休日急病センター
遠賀町大字尾崎1725番地の2
(遠賀中間医師会おんが病院内)
☎(282)9919
- 持ってくるもの ①被保険者証 ②老人医療、高齢者医療、乳幼児医療、母子医療、障害者医療、そのほかの医療証を受けている人は、被保険者証と医療証 ③生活保護受給者は、福祉事務所発行の印鑑登録証

年末年始のごみとし尿の収集は休みます

●ごみの収集休止期間

12月31日(土)～1月3日(月)

※遠賀・中間リレーセンターへの自己搬入は12月30日(金)午前11時30分までです。12月31日(土)～1月3日(月)は、遠賀・中間リレーセンターが休みのため自己搬入できません。
※粗大ごみの受付は12月28日(木)までです。

●1月の祝日などに伴うごみの振替日

1月1日(日)元日の第1土曜日がプラスチック製容器包装の収集地区は、1月29日(土)に振り替えます。

1月3日(月)第1月曜日がビン・カンの収集地区は、1月31日(土)に振り替えます。

※1月10日(日)成人の日の第2月曜日がもえるごみとビン・カンの収集地区は収集します。

12月・1月の祝日など	もえるごみ	ビン・カン(資源ごみ)	プラスチック製容器包装
12月31日(土)第5金曜日	×		
1月1日(日)元日	×		1月29日(土)に振替
1月2日(月)第1日曜日			
1月3日(火)第1月曜日	×	1月31日(土)に振替	
1月10日(日)成人の日	収集します	収集します	

●し尿の収集休止期間

12月29日(木)～1月3日(月)

※休み期間中は、し尿収集は一切できません。

●問合せ先 環境保全課 ☎(245)5300



固定資産未登記家は届出が必要です

現に所有している未登記家屋(過年度新築・増築・附属家)で、市への届出が行われていないものは家屋調査の必要がありますので、ご連絡ください。なお、過年度新築と増築は、地方税法第17条の5第3項により遡及5年の追徴となります。

●問合せ先 課税課
☎(246)6274

第30回ふるさと遠賀川親子凧あげ大会

●日時 平成23年1月16日(日)・午前10時～午後1時
●場 所 中間市役所前遠賀川河川敷
●内 容 創作凧コンテスト(市販の凧も可)
●問合せ先 中央公民館
☎(246)2321

市民図書館を休館します

年末年始のため、次の期間休館します。休館中の本の返却は「ブックポスト」を利用してください。

●休館期間 12月29日(木)～平成23年1月4日(日)

●問合せ先 市民図書館
☎(245)4664

暮らしのため、まちづくりのために
使ったお金をお知らせします

平成21年度

決算

●お問い合わせは…財政課
☎(246)6236



一般会計の歳入決算額は172億4,006万円で、前年度と比較して、2億8,477万円の増となりました。

内訳をみますと、市税収入では個人市民税が対前年度比4,506万円の減、法人市民税では対前年度比1億607万円の減、固定資産税では対前年度比5,244万円の減と、市税全体で減額となりましたことから、前年度と比べ2億1,979万円減の42億2,020万円となりました。

地方交付税では、近年減額傾向が続いていましたが、地方再生対策費の新設などにより、普通交付税が対前年度比4,682万円増の40億4,414万円、特別交付税では、前年度比2,670万円増の8億2,211万円となり、交付税としての総額

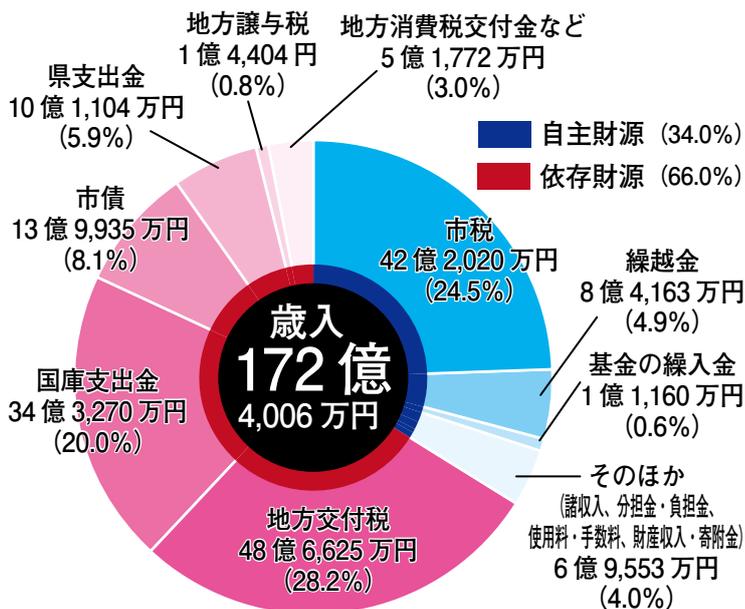
では48億6,625万円となりました。市債では、臨時財政対策債の借入額が対前年度比2億1,346万円の増、建設事業の財源とする市債の借入額が1億9,700万円の減、防災対策および災害復旧事業の財源とする市債の借入額が3,330万円の増額などにより、地方債の借入れは、総額で対前年度比7,544万円減の13億9,935万円となりました。

基金からの繰入金は、対前年度比2,850万円減の1億1,160万円となりました。

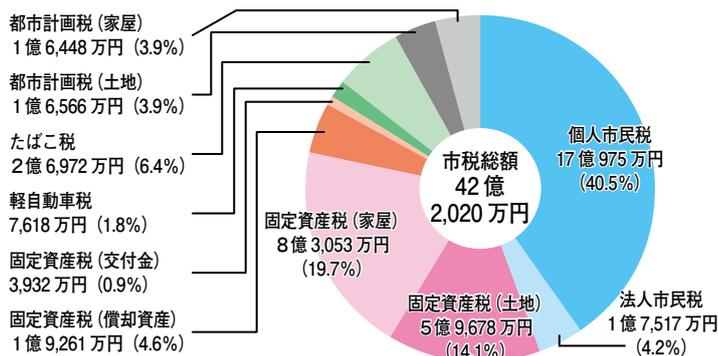
この結果、普通会計における積立基金の残高は、平成13年度以来8年ぶりに増額となり、30億473万円となりました。

一般会計 歳入

172億4,006万円



市税収入の内訳



特別会計の決算状況

会計名	歳入(万円)	歳出(万円)
特別会計国民健康保険事業		61億7,815
(内訳)	54億4,521	(54億2,266)
(単年度決算額)		(7億5,549)
(前年度繰上充用金)		
住宅新築資金等特別会計		6億1,737
(内訳)	455	(163)
(単年度決算額)		(6億1,574)
(前年度繰上充用金)		
地域下水道事業特別会計	9,222	8,824
公共下水道事業特別会計	20億3,696	20億3,500
老人保健特別会計	1,227	1,181
公共用地先行取得特別会計	676	676
介護保険事業特別会計	35億510	34億5,649
保険事業勘定	34億6,787	34億2,172
サービス事業勘定	3,723	3,477
後期高齢者医療特別会計	6億1,912	6億791

※前年度繰上充用金とは、前年度の歳入不足額に対して翌年度の歳入を繰り上げて充てることです。

積立金および地方債現在高(普通会計)

(平成22年3月末住民基本台帳人口45,577人)

	平成21年度末現在(万円)	住民一人当たり(万円)
積立金現在高	30億473	約6.6
地方債現在高	181億3,600	約39.8

平成21年度健全化判断比率・資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、健全化判断比率、公営企業に係る資金不足比率の公表が義務付けられています。健全化判断比率は、すべてが早期健全化基準未満となり、資金不足比率も資金不足額が生じた公営企業会計はありませんでした。

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
赤字額なし (13.46)	赤字額なし (18.46)	15.8 (25.0)	143.9 (350.0)

※()は早期健全化基準。

資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	水道事業会計	病院事業会計	公共下水道事業特別会計
資金不足比率	不足額なし	不足額なし	不足額なし

一般会計の歳出決算額は165億9,434万円です。前年度と比較して4億8,067万円の増となりました。

総務費では、定額給付金事業や平成20年度に実施した市制施行50周年記念事業の減額により、対前年度比3,088万円減の21億1,971万円となりました。

民生費では、雇用情勢の厳しさによる、生活保護費の増額や、介護保険事業特別会計などへの繰出金の増額により、対前年度比3億822万円増の72億9,122万円となりました。

衛生費では、妊婦健診の公費負担回数を増やしたことにより、対前年度比8,886万円増の13億3,970万円となりました。

労働費では、地域の実情に合った雇用確保対策を実施したことにより、対前年度比4,966万円増の5,696万円、農林水産業費では、

農道整備や農業用排水路の改修工事を実施し、対前年度比948万円増の1億1,581万円、商工費では、プレミアム付商品券の発売による地域経済の活性化を行い、対前年度比1,809万円増の9,595万円となりました。

土木費では、市内各所の道路改良事業などを実施し、対前年度比6,129万円減の13億7,556万円となりました。

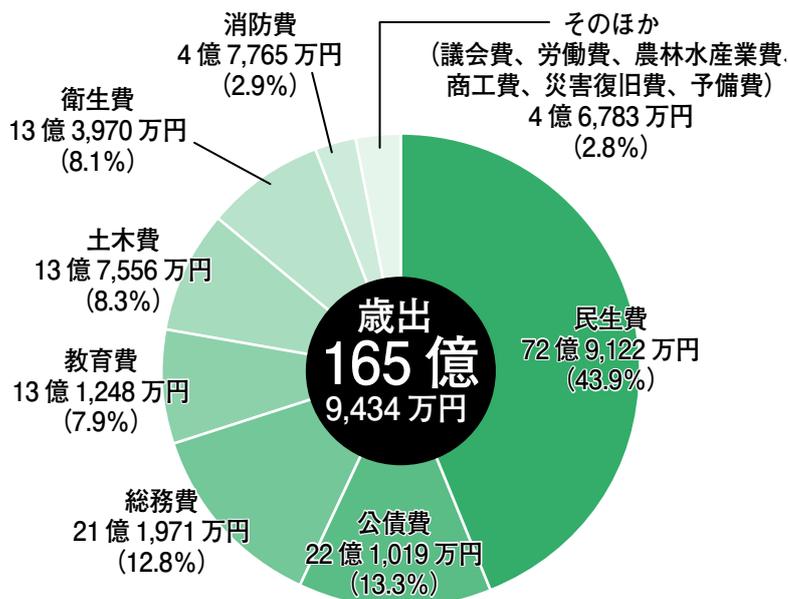
消防費では、高規格救急車、空気呼吸器などを購入し、対前年度比2,704万円増の4億7,765万円となりました。

教育費では、学校耐震補強工事などを実施し、対前年度比1億586万円増の13億1,248万円となりました。

公債費では、対前年度比4,579万円減の22億1,019万円となり、市債の残高は、前年度と比べ4億5,279万円減の180億9,536万円となりました。

一般会計 歳出

165億9,434万円



平成21年度決算にかかる主な事業紹介

■定額給付金給付事業

決算額 3億2,682万円
平成21年2月1日～中間市在住の人に対し、1人あたり12,000円(65歳以上および18歳以下の人は20,000円)を給付しました。
平成20・21年度の総事業費は7億1,932万円となりました。

■妊婦健康診査事業

決算額 2,630万円
平成21年度から妊婦健康診査の助成を6回から14回に拡充し、妊婦や胎児の健康支援を推進しました。

■学校教育施設整備事業

決算額 2億5,578万円
小・中学校の老朽化が進んだトイレの改修や校舎などの耐震工事実施設計、耐震工事が必要かを判断する耐震診断を行いました。それを受け、翌年度以降に耐震化工事の計画を進めるなど、児童・生徒の安全安心の確保、教育環境の整備を図りました。

■地域経済活性化対策事業

決算額 750万円
市内で利用できるプレミアム付商品券を発売することで、市内商店などの販売促進、市民のみならずにはプレミアム10%の還元による地域経済の活性化を行いました。

■二夕股・東中牟田線道路改良事業

決算額 9,013万円
西部地区の道路を改良し、遠賀町鞍手町、北九州市とを結ぶ広域交通ネットワークの形成と共に、工業団地周辺の開発促進を図りました。

■都市公園安全安心対策緊急総合支援事業

決算額 4,914万円
垣生公園をバリアフリー化し、身体障害者駐車スペースや多目的トイレを増設しました。

5. 職員手当の状況

平成22年4月1日現在

区分	支給月	中間市		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末手当 勤勉手当	6月期	月分 1.25 (0.65)	月分 0.7 (0.35)	月分 1.25 (0.65)	月分 0.7 (0.35)
	12月期	月分 1.5 (0.85)	月分 0.7 (0.35)	月分 1.5 (0.85)	月分 0.7 (0.35)
	計	月分 2.75 (1.50)	月分 1.4 (0.7)	月分 2.75 (1.5)	月分 1.4 (0.7)
	職制上の段階 職務の級等による 加算措置	有		有	
退職手当	区分	支給率		支給率	
		自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	月分 23.50	月分 30.55	月分 23.50	月分 30.55
	勤続25年	月分 33.50	月分 41.34	月分 33.50	月分 41.34
	勤続35年	月分 47.50	月分 59.28	月分 47.50	月分 59.28
	最高 限度額	月分 59.28	月分 59.28	月分 59.28	月分 59.28
	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
	1人当たり 平均支給額	千円 7,392	千円 25,758		

- 注意 1. ()内は再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。
 2. 平成22年度人事院勧告に基づき、本年度の期末勤勉手当は上記より0.2月分減額して支給しています。
 3. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 4. 市の財政事情を考慮し、前年度に引き続き管理職手当を1%から3%の範囲でカットを行っています。
 5. 平成22年4月から医師を除く職員の地域手当の支給を廃止しました。

人事行政の 運営などの状況



1. 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	全職種	
	職員全体に占める 手当支給職員の割合 (22年度)	21.4%
支給対象職員 1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	99,032円	
手当の種類 (手当数)	8	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	社会福祉業務手当
	多くの職員に支給されている手当	救急出動手当(消防職)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 20年度の人件費率
21年度	平成22.3.31現在 45,577人	千円 16,684,214	千円 28,434	千円 2,995,893	% 18.0	% 19.8

- 注意 1. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。
 2. 普通会計とは、一般会計に地域下水道事業特別会計を合算したものです。

区分	支給総額	
	21年度決算	51,373千円
時間外勤務手当	職員1人当たり支給年額	148千円
	20年度決算	38,797千円
	職員1人当たり支給年額	110千円

2. 職員給与費の状況

(普通会計決算)

手当	内容 (平成22年4月1日現在)
扶養手当	配偶者13,000円、その他の扶養親族は1人につき6,500円
住居手当	貸家などに係る費用を負担している職員に月額27,000円を限度に支給 持家2,500円
通勤手当	交通機関などを利用している職員に対して月額55,000円を限度に支給

区分	職員数 A	給与			1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	
21年度	人 349 (34)	千円 1,261,509	千円 195,320	千円 474,133	千円 1,930,962 5,533

- 注意 1. 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。
 2. 職員数は平成21年4月1日現在の人数です。
 3. ()内は再任用短時間勤務職員の数を含みます。

6. 特別職の報酬などの状況

平成22年4月1日現在

区分	給料月額等	期末手当 (支給割合)
給料	市長 888,000円	● 6月期 1.45月分 ● 12月期 1.65月分
	副市長 724,000円	計 3.10月分
報酬	議長 471,000円	● 6月期 1.45月分 ● 12月期 1.65月分
	副議長 424,000円	計 3.10月分
	議員 395,000円	

- 注意 1. 市の財政事情を考慮し、平成15年1月から市長、副市長の給料カットを実施し、17年度からは減額率をさらに引き上げています。減額率は、市長10%、副市長7%で、実際に支払われている給料月額、市長799,000円、副市長673,000円となっています。なお、教育長も4%の減額措置を実施しています。
 2. 平成22年度人事院勧告に基づき、本年度の期末手当は上記より0.15月分減額して支給しています。

3. 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平成22年4月1日現在

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
中間市	円 328,295	歳 42.3	円 346,550	歳 45.4
国	円 325,579	歳 41.9	円 284,514	歳 49.3

- 注意 平成22年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

4. 職員の初任給の状況

平成22年4月1日現在

区分	学歴	中間市	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	円 172,200	円 172,200
	高校卒	円 144,500	円 140,100
技能労務職	高校卒	円 144,500	円 —

9. 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分数 (平成 21 年度)

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績の不良	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	4	0	4
適格性の欠如	0	0	0	0	0
廃職・過員	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0

②懲戒処分数 (平成 21 年度)

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
法令違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反 または職務怠慢	0	0	0	0	0
非行行為	0	0	0	0	0

10. 職員のサービスの状況

(単位:人)

区 分	内 容	違反者数
法令等および上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利企業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

11. 職員の研修の状況 (平成 21 年度)

(単位:人)

研 修 内 容 等	受講者数
福岡県市町村職員研修所での研修	76
市町村職員中央研修所での研修	6
北九州広域圏市町村との研修	2
法制執務研修	19
人権・同和問題研修	275
セクシャル・ハラスメント研修	53
コンプライアンス研修	36
防火管理者資格取得講習会	2
私権管理者基礎研修	6
健康講座	10

12. 職員の健康診断の状況 (平成 21 年度)

(単位:人)

区 分	実 施 日	受診者数
健康診断	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	455
VDT (コンピュータ) 作業従事者健康診断	平成 22 年 2 月 17 日	31



●問合先 総務課 ☎(246)6232

7. 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 21 年	平成 22 年		
一般行政部門	議 会	5	5		
	総 務	63 (6)	65 (6)	2	業務の集中化に伴う増員
	税 務	21 (3)	20 (4)	▲1 (1)	事務効率化に伴う減員
	民 生	76 (8)	71 (11)	▲5 (3)	機構改革および事務効率化、退職者不補充による減員
	衛 生	22	23	1	育児休業者補充に伴う増員
	農林水産	3	3		
	商 工	3 (1)	3 (1)		
	土 木	33 (4)	34 (4)	1	下水道維持業務の充実
小 計	226 (22)	224 (26)	▲2 (4)		
特別行政部門	教 育	40 (11)	40 (11)		
	消 防	49 (1)	48 (2)	▲1 (1)	退職者不補充による減員
	小 計	89 (12)	88 (13)	▲1 (1)	
公営企業等会計部門	病 院	83 (3)	78 (5)	▲4 (2)	退職者不補充による減員
	水 道	32 (2)	27 (3)	▲5 (1)	浄水場業務の一部民間委託に伴う減員
	その他	22	24	2	健康増進業務および介護保険業務の充実
	小 計	137 (5)	129 (8)	▲7 (3)	
合 計	452 (39)	441 (47)	▲10 (8)		

注意 1. 職員数は、一般職に属する職員であり、臨時または非常勤職員を除いています。
2. () 内は再任用短時間勤務職員を外数で記載。

8. 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

標準的な勤務時間

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	7 時間 45 分	38 時間 45 分

注意 職場などにより、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇制度

休暇の種類	休 暇 日 数 等
年次有給休暇	一の年度につき 20 日を付与 (前年に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年繰越)
病気休暇	医師の証明などに基づき最小限必要と認められる日または時間を付与
結婚休暇	連続する 7 日以内 (週休日を含む)
生理休暇	生理に伴う身体の異常により、勤務が困難な職員に対し、一の月に 2 日の範囲内で付与
妊娠障害休暇	妊娠によるつわりにより、勤務が困難な職員に対し、7 日の範囲内で付与
健診休暇	妊娠中の職員が母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に必要と認められる時間を付与
出産休暇(産前・産後)	妊娠した職員に産前・産後までの 8 週間、出産日の翌日から 8 週間を付与
育児休暇	生後 1 年に達しない子を養育する職員に対し、1 日につき 2 回 (1 回 1 時間以内) を付与
子ども看護休暇	子 (中学校就学の始期に達しない子) の看護が必要な職員に対し、一の年度において 5 日 (2 人以上の場合は 10 日) の範囲内で付与
出産補助休暇	配偶者の出産に際し、2 日の範囲内で付与
忌引	職員の親族が死亡した場合で、その続柄に応じ、1～10 日の範囲内で付与
父母の追悼	1 日の範囲内で付与
夏季休暇	7 月～9 月までの間において、5 日の範囲内で付与
ドナー休暇	骨髄移植のために骨髄液を提供する職員に対し、検査・入院などに必要となる期間の休暇を付与
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する職員に対し、一の年度において 5 日の範囲内で付与
リフレッシュ休暇	勤続 10 年、20 年、30 年に達した職員に対し、連続した 3 日の範囲内で付与
短期介護休暇	配偶者、父母、子どもなどの介護が必要な職員に対し、一の年度において 5 日 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日) の範囲内で付与
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の自傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の期間内において必要と認められる 2 週間以上の期間の休暇を付与 (休暇期間は無給)

(3) 育児休業 (平成 21 年度)

(単位:人)

区 分	平成 21 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者)	
	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数
男 性	20	0
女 性	3	3
計	23	3

平成23年中間市消防出初式を開催

●日 時 平成23年1月9日
日回・午前9時

●場 所 体育文化センター
1前コミュニケーション広場

●内 容

○表彰状および感謝状の授与
○消防団員によるポンプ車操法など

※午前8時15分から消防団員が市内をパレードします。コースはJR中間駅から体育文化センターまでです。

●問合せ先 消防署
☎(245)0901

償却資産の申告を お願いします

個人や法人で工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品などで減価償却の対象となる資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の対象となります。

償却資産があるときは、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に償却資産を所有している会社や個人などは、申告が義務付けられています。

償却資産台帳に登録されている納税義務者には、12月中

に申告書などを送付していますので、平成23年1月31日までに申告をお願いします。

平成22年中に事業を開始し、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。

※国税資料と照合の結果、資産内容の照会や実地検査を行うことがありますので、その際はご理解とご協力をお願いします。

●申告期間 平成23年1月4日回～31日回

●申告は：
○種類別明細書を添付して申告してください

○前年と比べ、資産に変動がない場合でも申告してください

○住所、法人名などに変更があった場合も申告してください

●問合せ先 課税課
☎(246)6274

公民館対抗囲碁大会を 開催します

今回で37回目となる囲碁大会です。多くのみなさんの参加をお待ちしています。

●日 時 平成23年1月23日回・午前10時対局開始

(受付は9時15分)

●場 所 中央公民館
●申込方法 1月5日回までに、各町内公民館長を通じて

で申し込んでください
●問合せ先 中央公民館
☎(246)2321

労働力調査の回答を お願いします

総務省と福岡県が行う労働力調査が、平成23年1月から5月まで太賀一丁目地区で実施されます。この調査は、わが国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な調査です。調査対象となったみなさんには、調査票へのご記入をお願いします。

総務省統計局・福岡県

内部障害者のための パソコン教室

内部障害がある人(身体障害者手帳を持っている人で、介護者が必要としない人)を対象に開催します。

●期 日 平成23年2月13日、20日、27日(全3回)

※いずれも日曜日で、午後1時から5時まで。

●場 所 ハピネスなかま

●参加料 無料

●定 員 10人(先着順)

※内部障害とは、心臓機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能障害の6つの障害の総称です。

●申込・問合せ先 介護保険課
☎(246)6282

国民年金

市民課年金係 ☎(246)6240

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の 承認を受けた人に「追納」をおすすめします

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、定額の保険料を納めていないため老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまう。そこで、生活にゆとりができたときは、免除・猶予などの承認期間分の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」をおすすめします。追納することにより、定額の保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、3年度目以降の分を追納するときは、当時の保険料に加算額が付きま

平成23年3月末日までに追納する場合の
1か月の保険料額

年度(平成)	全額免除 若年者猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
12年度 (10年度目)	15,770円 (2,470円)	—	—	—
13年度 (9年度目)	15,180円 (1,880円)	—	—	—
14年度 (8年度目)	14,590円 (1,290円)	—	7,300円 (650円)	—
15年度 (7年度目)	14,360円 (1,060円)	—	7,180円 (530円)	—
16年度 (6年度目)	14,180円 (880円)	—	7,090円 (440円)	—
17年度 (5年度目)	14,220円 (640円)	—	7,110円 (320円)	—
18年度 (4年度目)	14,260円 (400円)	10,690円 (300円)	7,130円 (200円)	3,560円 (100円)
19年度 (3年度目)	14,300円 (200円)	10,720円 (150円)	7,150円 (100円)	3,570円 (50円)
20年度 (2年度目)	14,410円 (0円)	10,810円 (0円)	7,200円 (0円)	3,600円 (0円)
21年度 (1年度目)	14,660円 (0円)	10,990円 (0円)	7,330円 (0円)	3,660円 (0円)

※上記追納額・加算額は、平成23年度に改定される予定です。

National Pension

中間市都市計画案をお見せします

●期 間 平成23年1月7日(金)～21日(金)

※土曜・日曜日、祝日を除く。

●場所・時間

○中間市都市整備課・午前8時30分～午後5時15分

○福岡県都市計画課・午前8時30分～午後5時45分

●内 容

○都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更

○区域区分の変更

※いずれも福岡県決定のもの。

●意見書の提出 都市計画案に意見がある人は、1月21日(金)(必着)までに福岡県知事あてに意見書を提出することができま

す。なお、提出された意見書の要旨は、福岡県都市計画審議会に提出されます

●問合せ先 都市整備課

☎(246)6261

特別弔慰金の請求はお済みですか

公務扶助料や遺族年金などを受けていた人が、平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどにより、平成21年4月1日で年金給付を受ける人がいない場合、戦没者死亡当時の先順位

の遺族1人に支給されます。

※支給要件があります。すでに特別弔慰金を受けている場合、今回は対象となりません。

●請求期限 平成24年4月2日まで

●請求・問合せ先 こどもと福祉の課

☎(246)6270

元日にボタ山に登って初日を見よう

初日の出は午前7時22分ごろです。

下山後、生姜湯で新年を祝いましょう。雨天の場合は中止します。

●日 時 平成23年1月1日(祝)・午前7時集合

●集合場所 なかまハーモニーホール北側

●問合せ先 中間市ふる里振興会 糸井宅

☎(246)2638

どんど祓いを行います

ふる里づくり、まちづくりの一環として、商売繁盛、家内安全、無病息災、市民の幸せを願い、また、伝統行事が後の世代まで受け継がれることを目標に「どんど祓い」を行います。

●日 時 平成23年1月16日(日)・午前11時30分～

●場 所 市役所前遠賀川河川敷

※しめ縄、絵馬、お守りなどをお祓いします。

※参加者に、ぜんざいを用意しています。当日参加できない人のために、1月10日(祝)から、やぐら(納め所)を設置します。

●問合せ先 中間商工会議所

☎(245)1081

県営住宅の入居者募集

募集対象団地、募集戸数、申込方法などの詳細は、募集案内をご覧ください。

今回の募集はポイント方式として、現在お住まいの住宅環境などの状況を点数化し、点数の高い所帯からあつせんすることとします。

●募集する住宅 福岡県内に所在する県営住宅

●申込期間 平成23年1月11日(金)～19日(日)

※1月19日の消印まで有効。

●申込書配布場所(1月11日から配布します)

○中間市役所案内(本館1階)、都市整備課、東部出張所

○福岡県住宅供給公社北九州管理事務所(八幡西区西曲町2-1)

●問合せ先 福岡県建築都市部県営住宅課

☎092(643)3739

国民健康保険

No.212

National Health Insurance

健康増進課国保医療係 ☎(246)6246

保険証が使えなかつたとき、

払い戻しが受けられます

次のような場合、いったん医療費の全額を負担しますが、一部負担分以外の費用は、申請により払い戻しができます。

こんなときの費用	申請に必要なもの
やむをえず、保険証を持たずに診療を受けたときの費用	診療内容の証明書、領収書、保険証、印鑑
医師が必要と認めたコルセットなどの治療器具代	補装具を必要とした医師の証明書、領収書、保険証、印鑑、見積書、請求書
医師が必要と認めたマッサージ、はり、きゅうなどの施術料	施術内容と費用が明細な領収書など、医師の同意書、保険証、印鑑
骨折・ねんざなどで、整骨院にかかったときの費用 ※保険証が使えない場合もあります。	施術内容と費用が明細な領収書など、保険証、印鑑(骨折・脱臼のときは医師の同意書)
輸血したときの生血代	医師の理由書か診断書、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領収書、保険証、印鑑
海外旅行中など、国外で診療を受けたときの費用	診療内容の明細書、明細な領収書、保険証、印鑑 ※明細書と領収書は日本語の翻訳分が必要です。

IT経営気づき研修会 入門編を開催

ウェブサイトを活用の重要なポイントを解説します。

●日 時 平成23年1月14日(金)・午後7時～10時

●場 所 中間商工会議所

●受講料 無料

●定 員 20人(先着順)

●問合せ先 中間商工会議所
☎(245)1081

1月の行事予定

1月の納税
 ●国民健康保険税(8期)
 ●市県民税(4期)

人のうごき 11月の住民基本台帳から

■人口 45,172人(-101)
 男 21,037人(-46)
 女 24,135人(-55)
 ■世帯数 20,014世帯(-13) ()内は前月比
 ■出生 26人 ■死亡 45人
 ■転入 81人 ■転出 163人

交通事故発生状況(平成22年1~12月)		火災発生件数(平成22年1~12月)	
10月	累計	11月	累計
件数 29件	298件	件数 3件	21件
死者 1人	1人	建物 3件	17件
負傷者 42人	385人	林野 0件	0件
		車両 0件	1件
		その他 0件	3件

- 公共施設問合せ先●
- 中央公民館 ☎(246)2321
 - 消防署 ☎(245)0901
 - 市立病院 ☎(245)0981
 - 東部出張所 ☎(246)1110
 - 市民図書館 ☎(245)4664
 - 歴史民俗資料館 ☎(245)4665
 - なかまハーモニーホール ☎(245)8000
 - 生涯学習センター ☎(246)4316
 - 体育文化センター ☎(246)2800
 - 人権のまちづくりセンター ☎(245)3511
 - 働く婦人の家 ☎(246)0483
 - ハピネスなかま ☎(245)8686
 - 社会福祉協議会 ☎(244)1230
 - 保健センター ☎(246)1611
 - 親子ひろばリンク ☎(244)0742
 - バルハウスぼちぼち ☎(243)3387
 - 子育て支援センター ☎(245)5557

日	曜	行事予定
1	土	元日
2	日	
3	月	
4	火	仕事始め
5	水	○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○市公連館長会 中央公民館 (14:00~)
6	木	
7	金	○1歳6か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
8	土	○精神障害者家族会井戸端会議 ハピネスなかま (13:00~16:00) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま (前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
9	日	環境美化の日 ○平成23年中間市消防出初式 体育文化センター前コミュニティ広場 (9:00~11:00) ○中間市成人式 なかまハーモニーホール (受付10:30~)
10	月	成人の日
11	火	○平成23年2月、4月保育所入所受付締切 こどもと福祉の課 (締切17:15)
12	水	○特設人権相談所開設 人権のまちづくりセンター (13:30~15:30)
13	木	
14	金	○「子育て女性再就職支援」出張面接相談 人権のまちづくりセンター (10:00~16:00)
15	土	○おはなし会 市民図書館 (11:00~)
16	日	○第30回ふるさと遠賀川親子凧あげ大会 市役所前遠賀川河川敷 (10:00~) ○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○なかまミニシアター「人間失格」 なかまハーモニーホール (①10:00~②14:00~)
17	月	○わんぱく広場 保健センター (受付9:30~10:00)
18	火	○すくすくあかちゃん広場・離乳食教室 保健センター (受付9:30~10:00) ○母親学級 保健センター (10:00~11:30)
19	水	○健康づくりサポート教室(食事編)「糖尿病」 保健センター (受付9:00~9:30) ○4か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
20	木	○2歳児歯科健診 保健センター (受付13:15~13:45)
21	金	○知的障害者(児)福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま (前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
22	土	
23	日	○第37回公民館対抗囲碁大会 中央公民館 (10:00~)
24	月	
25	火	○町内会長会 中央公民館 (13:30~) ○市税の夜間納付窓口の開設(土曜・日曜日を除く31日まで) 収納課 (17:15~19:00)
26	水	○7か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
27	木	○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま (前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
28	金	
29	土	
30	日	○グラスフェスタ2011 なかまハーモニーホール (14:00開演)
31	月	

※ 行事予定は変更されることがありますので、ご注意ください。

有料広告募集

中間市内 全戸配布

◆契約料金
1契約につき
一口30,000円×3ヵ月=90,000円
※1契約は最低3ヵ月からとなります。

広報なかまでは、事業所の有料広告を募集しています。広報紙で会社をPRしてみませんか。

■問合せ先 中間市役所 総務課広報広聴係
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1-1
☎ 093(246)6271・FAX 093(245)5598
mail: koho@city.nakama.fukuoka.jp

6ヵ月以上のご契約の場合、契約料金の割引があります

有料広告欄